

令和7年度 税額通知書(特別徴収義務者用)

京都市

(7)

CB207116

A1 年度 紙と所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・A2 通知書(特別徴収義務者用)

A3

A4

A5 →
A6 →
A7 →
A8 →
A9 →
A10 →
A11 →
A12-1 → A12-2 → A12-3
A13-1 → A13-2

様方

A14

特別徴収税額		課 税 人 員		非課 税 人 員	
人 数	納 付 額	人 数	納 付 額	人 数	納 付 額
月 6月分	A18	A19	12月分	A30	A31
7月分	A20	A21	1月分	A32	A33
8月分	A22	A23	2月分	A34	A35
9月分	A24	A25	3月分	A36	A37
10月分	A26	A27	4月分	A38	A39
11月分	A28	A29	5月分	A40	A41

(備 考)

指定番号	宛名番号	AM1	市町村コード	261009	個人番号	AM3	特別徴収税額	AM5	6月分	AM10	10月分	AM14	2月分	AM18	(摘要)
		AM2	受給者番号	AM4			AM6	AM8	7月分	AM11	11月分	AM15	3月分	AM19	
			住 所				AM7	AM9	8月分	AM12	12月分	AM16	4月分	AM20	
									9月分	AM13	1月分	AM17	5月分	AM21	変更月 AM22 月
指定番号	宛名番号		市町村コード	261009	個人番号		徴収額		6月分		10月分		2月分		(摘要)
			受給者番号				名		7月分		11月分		3月分		
			住 所				付		8月分		12月分		4月分		
							額		9月分		1月分		5月分		
									変更月	月					
指定番号	宛名番号		市町村コード	261009	個人番号		徴収額		6月分		10月分		2月分		(摘要)
			受給者番号				名		7月分		11月分		3月分		
			住 所				付		8月分		12月分		4月分		
							額		9月分		1月分		5月分		
									変更月	月					
指定番号	宛名番号		市町村コード	261009	個人番号		徴収額		6月分		10月分		2月分		(摘要)
			受給者番号				名		7月分		11月分		3月分		
			住 所				付		8月分		12月分		4月分		
							額		9月分		1月分		5月分		
									変更月	月					
指定番号	宛名番号		市町村コード	261009	個人番号		徴収額		6月分		10月分		2月分		(摘要)
			受給者番号				名		7月分		11月分		3月分		
			住 所				付		8月分		12月分		4月分		
							額		9月分		1月分		5月分		
									変更月	月					
指定番号	宛名番号		市町村コード	261009	個人番号		徴収額		6月分		10月分		2月分		(摘要)
			受給者番号				名		7月分		11月分		3月分		
			住 所				付		8月分		12月分		4月分		
							額		9月分		1月分		5月分		
									変更月	月					

繰り返し

A49 - A50 - A51 頁

A52

個人番号又は法人番号 A53 →

特別徴収義務者名 A54 →

A55 →

A56

問合せ先

A57 →

A58 →

A59 →

※「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄については、平成30年度分から当分の間記載しないこととなつたため空欄としています。

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに京都市市税条例第32条の4(第32条の7)第1項の規定により、A43 年度の給と所得等に係る市民税、府民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する敗訴の決議を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として(市長が被告の代表となります)提起することができます。

なお、この処分が取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされています。(①審査請求があった日から3箇月を経過しても敗訴がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます)。また、審査請求書は、京都市市税事務所に提出してください。

A44 A45 年 A46 月 A47 日

京都市長

税務事務 A47-1
京都市長 A47-2
京都市長 A47-3
京都市長 A47-4
市税事務 A47-5

A48